

目黒区保育所運営費等補助要綱

制定	平成19年	3月	9日付け目健育	第1115号
改正	平成20年	3月	14日付け目子保S	第1707号
	平成20年	11月	18日付け目子保	第6242号
	平成21年	5月	20日付け目子保	第2465号
	平成22年	4月	13日付け目子保	第10015号
	平成25年	3月	19日付け目子保	第10168号
	平成27年	3月	31日付け目子保	第10780号
	平成28年	3月	25日付け目子保	第10712号
	平成28年	8月	25日付け目子保	第4205号
	平成29年	3月	31日付け目子保	第10455号
	平成30年	2月	19日付け目子保	第9747号
	平成30年	3月	22日付け目子保	第10226号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 運営費補助（第4条－第9条）
- 第3章 産休等代替職員費補助（第10条－第17条）
- 第4章 雑則（第18条－第22条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき保育を行う保育所（以下「保育所」という。）に対して、区が保育内容の充実に要する経費及び産休等代替職員の任用に係る経費を補助することにより、児童の福祉の増進を図ること及び保育所における児童等の処遇の安定的な実施を確保することを目的とする。

（実施年齢）

第2条 この要綱における児童の年齢は、当該児童が入所した保育所において保育の利用を開始した年度の初日（年度を超えて引き続き同じ保育所に在籍している場合は当該年度の初日）における年齢（以下「実施年齢」という。）とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 定員 地方公共団体以外の者が設置する保育所（以下「私立保育所」という。）にあつては知事が認可した定員をいい、目黒区立保育所条例（昭和40年6月目黒区条例第25号）別表に規定する保育所（以下「区立保育所」という。）にあつては目黒区立保育所条例施行規則（昭和60年3月目黒区規則第28号）で規定する定員をいう。
- 二 零歳児 実施年齢が0歳の児童をいう。
- 三 1歳児 実施年齢が1歳の児童をいう。
- 四 2歳児 実施年齢が2歳の児童をいう。
- 五 3歳児 実施年齢が3歳の児童をいう。
- 六 4歳児 実施年齢が4歳の児童をいう。
- 七 5歳児 実施年齢が5歳の児童をいう。
- 八 保育士 法第18条の4に規定する者をいう。
- 九 保健師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師、保健師助産師看護師法第3条に規定する助産師及び保健師助産師看護師法第5条に規定する看護師

をいう。

- 十 最低基準 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例43号）に規定された児童福祉施設最低基準をいう。
- 十一 11時間開所保育 保育所の開所時間が11時間以上であり、かつ、その時間において保育を行うことをいう。
- 十二 処遇改善等加算 子ども・子育て支援法における施設型給付に係る処遇改善等加算をいう。
- 十三 産休等職員 職員のうち出産又は傷病のため休業する者で、第11条に規定する期間中において、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額の支給を受ける者をいう。
- 十四 産休職員 前号に規定する職員のうち、出産のために休業する者をいう。
- 十五 病休職員 第12号に規定する職員のうち、傷病のために休業する者をいう。
- 十六 産休等代替職員 産休等職員の勤務を臨時に代替して行う者をいう。
- 十七 産休代替職員 前号に規定する者のうち、産休職員を代替する者をいう。
- 十八 病休代替職員 第15号に規定する職員のうち、病休職員を代替する者をいう。
- 十九 保育補助員 保育士の資格を有さない者をいう。
- 二十 常勤職員 各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、事業主と期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が当該保育所のみであり、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるものをいう。

第2章 運営費補助

（運営費の補助対象経費）

第4条 区長は、保育所の設置者又は施設長（以下「設置者等」という。）からの請求により、次の各号に掲げる事業に要する経費を補助するものとする。

- 一 零歳児保育特別対策事業 零歳児保育特別対策事業指定要件（別記1）に該当する保育所において保育所の運営の充実を図るため、常勤若しくは非常勤の保健師等の配置、給食の充実を図るための調理員の増配置又は嘱託医手当の充実を図るための手当の加算を行う事業
- 二 零歳児保育推進事業 4月から9月までの間に零歳児の定員が充足しなかった零歳児保育推進事業指定要件（別記2）に該当する保育所で、定員に基づき最低基準に定める職員配置をした場合において保育士配置の充実を図るため、不足分の経費の加算を行う事業
- 三 11時間開所保育対策事業 11時間開所している保育所において、保育所の運営の充実を図るため、定員60人以下の保育所にあつては保育士1人の、定員61人以上の保育所にあつては保育士2人の増配置、又は、保育補助としてパート保育士もしくは保育補助員の増配置を行う事業
- 四 一般保育所対策事業 保育所の運営の充実を図るため、3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費、1歳児に対する保育士配置の是正に要する経費等の加算を行う事業
- 五 延長保育事業 11時間開所保育の後、週平均1時間以上の延長保育を行う場合（土曜日の延長時間は計算に含めないものとする。）に、その運営の充実を図るため、職員の配置等に要する経費の加算を行う事業
- 六 保育所地域活動事業 保育所において地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とした次に掲げる事業
 - （一）世代間交流等事業 老人福祉施設、介護保険施設等への訪問又はこれらの施設や地域の老年寄りを招待し、劇、季節的行事等を通じて世代間のふれあい活動を行う事業
 - （二）異年齢児交流事業 保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて異年齢児との交流を行う事業

- (三) 育児講座及び育児と仕事両立支援事業 地域の乳幼児を持つ保護者等を対象とした育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供を行う。
- (四) 小学校低学年児童の受入れ事業 小学3年生程度までの児童を一時保育の場を活用して5人程度受け入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る事業
- (五) 地域の特性に応じた保育需要への対応事業 地域の実状に応じた活動をしている保育所について区長が特に必要を認めるもの等地域の保育需要に対応するために行う事業
- (六) 家庭的保育を行う者と保育所との連携事業 家庭的保育を行う者との相談指導又は巡回指導を行うとともに、保育者が預かる児童を保育所の行事に参加させたり、体験集団保育を行う事業
- (七) 保育所体験特別事業 適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて育児の工夫の仕方等について相談助言を行う事業

(運営費補助金の額)

第5条 前条に規定する事業等に要する経費（以下「運営費補助金」という。）に係る補助額は、算定基準（別表第1）に基づき、別表第2から別表第7までに規定する単価表により算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、区外に所在する保育所に在籍する児童に係る補助額は、当該区市町村が定める補助額に基づき補助することができることとする。

(運営費補助金の支給)

第6条 運営費補助金は月を単位として支給する。ただし、特別の事情のあるときはこの限りでない。

(運営費補助金の請求)

第7条 運営費補助金の支給を受けようとする設置者等は、請求書に内訳の確認できる書類を添付して区長に請求しなければならない。

(受託児童に係る運営費の請求)

第8条 区立保育所に他の区市町村（特別区及び東京都外の区市町村を除く。）の長が保育の実施を行っている児童が入所している場合にあっては、第4条第4号に規定する一般保育所対策事業のうち、別表第3又は別表第4に規定する単価表により算出した額を当該市区町村の長に対して請求することとする。

(零歳児保育推進加算対象保育所の指定)

第9条 第4条第2号に規定する零歳児保育推進事業に要する経費の補助を受けようとする場合は、零歳児保育推進加算対象保育所の指定を受けるものとする。

2 前項に規定する指定は、保育所の設置者等から申請を受け、区長が零歳児保育推進事業指定要件を確認の上、行うものとする。

第3章 産休等代替職員費補助

(産休等代替職員費の補助対象経費)

第10条 区長は、私立保育所の設置者等からの請求により、当該保育所の職員が出産又は傷病のため長期間にわたって継続する休業を必要とし、当該職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用する場合に、当該産休等代替職員の任用に係る経費（以下「産休等代替職員費補助金」という。）を補助する。

(採用期間)

第11条 産休等代替職員の採用期間は、次の各号に定めるところによる。

- 一 産休職員に係る代替職員の採用期間は、産休職員が産前の休暇を始める日を起算日として、単体妊娠の場合は16週間、多胎妊娠の場合は20週間とする。ただし、出産予定日を基準として、単体妊娠の場合は産前8週間、産後10週間を、多胎妊娠の場合は産前14週間、産後10週間をそれぞれ超えないものとする。
- 二 病休職員に係る代替職員の採用期間は、病休職員が療養のために14日以上（休日等を含む。）

休業を要する場合とし、その期間は180日（休日等を含まない。）を限度とする。

（産休等代替職員の資格）

第12条 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合には所定の資格を有するものでなければならない。ただし、特別の事情があるときは、児童福祉施設において児童の保護に直接従事した経験がある者又は保育士試験の一部に合格した者を採用することができる。

（産休等代替職員の採用手続）

第13条 私立保育所の設置者等は、産休等代替職員を採用する場合には、産休等代替職員任用承認申請書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、原則としてその採用する日の10日前までに区長に申請しなければならない。

- 一 産休代替職員の採用の場合には、産休職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書並びに産休代替職員についての健康診断書及び資格証明書の写し又は履歴書
- 二 病休代替職員の採用の場合には、病休職員についての医師が発行する証明書並びに病休代替職員についての健康診断書及び資格証明書の写し又は履歴書

2 区長は、前項の規定により申請があった場合には、その内容を審査し、産休等代替職員の採用について、産休等代替職員採用承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により私立保育所の設置者等に通知しなければならない。

（産休等代替職員費補助金の額）

第14条 産休等代替職員費補助金の額は、産休代替職員がその任用期間の範囲内において私立保育所に勤務した日数に、次の表に定める単価（私立保育所が当該単価より低い額で支出している日についてはその額）を乗じて得た額とする。

単価		算定基準
日額	7,840円	単価×代替職員数×雇用日数
半日額	3,920円	単価×代替職員数×雇用日数

（産休等代替職員費補助金の支給）

第15条 産休等代替職員費補助金は月を単位として支給する。ただし、特別の事情のあるときはこの限りでない。

（産休等代替職員費補助金の請求）

第16条 産休等代替職員費補助金の支給を受けようとする私立保育所の設置者等は、代替職員費内訳書（別記第5号様式）を提出し、産休等代替職員費請求書（別記第6号様式）により区長に請求しなければならない。

（退職等による報告）

第17条 私立保育所の設置者等は、雇用契約期間の満了等により産休等代替職員が退職したとき又は産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書（別記第7号様式）により、区長に報告しなければならない。

第4章 雑則

（状況報告）

第18条 区長は保育所設置者に対して、毎月初日における職員名簿の提出を求めることができる。

- 2 区長は、補助金を支給した保育所の設置者等に対し、必要があるときは補助金の執行状況について報告を求めることができる。
- 3 区長は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、その処理について適切な指示を行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の報告において、非常勤職員を誤って常勤職員として届出していた場合、保育所の設置者は直ちにその旨を報告しなければならない。この場合において、非常勤職員であった時点

まで遡って非常勤職員として扱うものとする。

- 5 第1項又は第2項の報告において、常勤職員を誤って非常勤職員として届出していた場合、保育所の設置者は直ちにその旨を報告しなければならない。この場合において、報告があった月の次月の初日時点から常勤職員として扱うものとする。

(補助金の使用制限)

第19条 保育所の設置者等は、この要綱に定める目的以外に補助金を使用してはならない。

(補助金の支給の取消し)

第20条 区長は、保育所の設置者等が前条の規定に反して補助金を使用した場合は、その全部又は一部の支給を取り消すことができる。

(費用の徴収の禁止)

第21条 補助金の支給を受けた保育所の設置者等は、第4条各号に規定する事業に要する経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)に定めるところによる。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(目黒区保育所扶助要綱の廃止)

- 2 目黒区保育所扶助要綱は、廃止する。

付 則 (平成20年3月14日付け目子保S第1707号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年11月18日付け目子保第6242号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則 (平成21年 5月20日付け目子保第2465号)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則 (平成22年 4月13日付け目子保第10015号)

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則 (平成25年 3月19日付け目子保第10168号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年 3月31日付け目子保第10780号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年 3月25日付け目子保第10712号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年 8月25日付け目子保第 4205号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則 (平成29年 3月31日付け目子保第10455号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (平成30年 2月19日付け目子保第 9747号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (平成30年 3月22日付け目子保第10226号)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別記1

零歳児保育特別対策事業指定要件

1 取扱人員

零歳児の取扱人員が1施設当たり9人以上（区長が特に必要と認める場合にあっては6人以上）であること。ただし、4時間以上の延長保育を実施する保育所及び夜間保育所にあっては、一施設当たり5人以上とする。

2 設備及び運営

- (1) 零歳児1人につき、零歳児室及びほふく室を通じて、おおむね3.3平方メートル以上の有効面積があること。
- (2) 保健室（最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りでない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りでない。）及び便所を設けること。
- (3) 零歳児が専用で使用できる野外遊技場（歩行運動及び外気浴等を行う場所）を設けるよう努めること。
- (4) 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用の備品を整備すること。
- (5) 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確立すること。
- (6) 保健師等を1人以上配置すること。なお、常勤の保健師等を配置することが困難な場合は、週20時間以上勤務の非常勤の保健師等を配置すること。ただし、零歳児9人以上の保育所においては、常勤の確保に努めること。4時間以上の延長保育を実施する保育所及び夜間保育所にあっては、零歳児の取扱人員が5人以上である場合には保健師等を1人配置すること。
- (7) 保健師等は、保育士との協力の下に零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事すること。
- (8) 常勤の調理員を1人増配置（ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に基づき、すべての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことができる。）し、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意を払うとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するように努めること。
- (9) 健康管理の徹底を図るため、嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、週1回（嘱託医の不足等やむを得ない事情がある場合には、当面の間、最低月1回）以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。

別記2

零歳児保育推進事業指定要件

- 1 零歳児保育特別対策事業指定要件（別記1）2（1）から（4）までに定める設備用件を満たし、原則として零歳児が3人以上入所していること。
- 2 特に地域の保育需要に積極的に応えている（3か月未満児を受け入れている。）こと。
- 3 4月1日の零歳在籍児童数が前年度の3月1日の零歳在籍児童数に満たないこと。
- 4 年度当初における現員保育士数総数が、前年度末の零歳児童数に見合う配置基準保育士数（区基準）と年度当初の1歳以上児童数により算出した配置基準保育士数（区基準）との合計数以上であること。
- 5 その他適正な運営を実施していること。

別表第 1 (第 5 条関係)

算定基準表

補助対象事業		補助対象経費	算定基準	
事業別	補助項目		単価	算定方法
零歳児保育特別対策事業	保健師等の配置	零歳児の取扱人員が 9 人以上の保育所に保健師等 1 人を配置するための経費	別表第 2	単価×雇用月数
		零歳児の取扱人員が 6 人以上 9 人未満の保育所に保健師等 1 人を配置するための経費	別表第 2	
	調理員の増配置	零歳児の取扱人員が 6 人以上の保育所に調理員 1 人を増配置するための経費	別表第 2	単価×雇用月数
	嘱託医手当加算	零歳児の取扱人員が 6 人以上の保育所における嘱託医の手当てに要する経費	12,320円	単価×雇用月数
零歳児保育推進事業	零歳児保育推進加算	零歳児未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費	140,140円	単価×延零歳児未充足児童数
11時間開所保育対策事業	保育士加算	定員 60 人以下の保育所に保育士 1 人を、定員 61 人以上の保育所に保育士 2 人を増配置するために要する経費	別表第 2	単価×職員数×雇用月数
	パート保育士・保育補助員加算	パート保育士・保育補助員の雇用に要する経費	104,460円	単価×パート職員数×雇用月数
	暖房費加算	11 月から 3 月までの期間における 11 時間の開所時間内の採暖の充実に要する経費	10,000円	単価×月数
一般保育所対策事業		保育事業の充実に要する経費	別表第 3 ～ 別表第 6	単価×児童数×入所月数
保育所地域活動事業		保育所における地域活動に要する経費	別表第 7	1 施設当たり 年額 500,000円を 限度とする。
延長保育事業	延長保育事業	延長保育に保育士を配置するための経費	210,160円	単価×雇用月数
	減免加算分	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する被保護世帯及び特別区民税非課税世帯に属する児童について延長保育料の減免を行った場合の経費	4,000円	単価×対象児童数×月数

算定基準表（追加説明）

- 1 算定基礎となる児童数、職員数、施設等は、それぞれ月の初日現在により算定すること。
- 2 算定基準においては、入所児童1人当たりの単価によるものは私立保育所に区長が保育の実施を行っている児童を、施設及び職員当たり単価によるものは区内に設置された私立保育所をそれぞれ算定単位とする。
- 3 別表第2から第7までの単価表の運用に当たり、定員区分、処遇改善等加算の加算率の区分、所長設置未設置の別又は入所児童の年齢区分によりそれぞれ単価設定されているものについては、国庫負担金通知の算定基準に準じて算定すること。
- 4 11時間開所保育対策事業もしくは延長保育事業における保育士を配置するための加算は、最低基準における保育士配置基準を満たし、かつ、1歳児の保育士配置を児童5人に対して1人以上配置した場合において、当該加算を行う。
- 5 上記4の保育士の配置加算において、短時間勤務保育士（有資格者）を常勤換算する場合は、当該保育所の就業規則に定める常勤保育士の勤務時間を上回る場合に当該加算を行う。
- 6 「11時間開所保育対策事業」の「パート保育士・保育補助員加算」については、同事業の「保育士加算」の保育士が充足された場合にのみ算定できるものとする。
- 7 零歳児保育推進加算対象児童数の算定は、4月から9月までの期間のうち、零歳児が未充足となる月において、零歳児童数については、前年度の3月1日の零歳児童数により算出した区基準保育士数と各月の現員保育士数とを比較して、各月の現員保育士数が都基準保育士数以上の場合に、前年度の3月1日と当該月の零歳児童数の差（零歳児未充足児童数）が加算対象児童数となる。
- 8 11時間開所保育対策事業におけるパート保育士・保育補助員数は、11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における利用児童数の和を2で除して得た数（小数点以下切上げとする。以下「平均利用児童数」という。）に応じて次によること。
 - (1) 毎月初日の零歳児の平均利用児童数に3を乗じて得た数並びに1歳児及び2歳児の平均利用児童数に1.5を乗じて得た数に3歳以上児の平均利用児童数を加えた数（以下「算定基礎児童数」という。）が16以上の場合には当該算定基礎児童数から15を引いて得た数を15で除した数（小数点以下切上げ）のパート保育士・保育補助員を配置することができるものとし、算定基礎児童数が16未満の場合は11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における利用児童数のいずれか一方の時点における利用児童数をもって平均利用児童数としてパート保育士・保育補助員数を算出することができるものとする。
 - (2) 上記(1)におけるパート保育士・保育補助員のほか、毎月初日の11時間の開所時間の開始後及び終了前30分の時点における3歳未満の児童の利用数が20人以上いる場合には、さらに1人のパート保育士・保育補助員を配置することができる。
 - (3) 上記(1)及び(2)の定めにかかわらず、パート保育士の算定数は4人までとする。また、当該加算の算定に当たっては、2人目以降のパート保育士・保育補助員を加算対象者とする。
 - (4) 区長はパート保育士・保育補助員の雇用を示す資料の提出を求めることができる。
 - (5) パート保育士・保育補助員加算の対象職員は週15時間以上勤務の者とする。